			令和	5 年第	育 6	回霧島市島	農業委員会	会定例総会	:		
日時	令和5年	-6月3	30 目	(金)	1	3 時 35 分	,				
出席委員	1番	二月	田	多	Z J						
(18名)	3番	相	良	悟	1						
	4番	鎌	田	陽	_						
	5番	中	村	優	志						
	6番	田	代	_	友						
	7番	松	下	さえ	_子	(会長職	務代理者)				
	8番	有	村	啓	太						
	9番	東	鶴	昭	雄						
	10番	上	原	雄	\equiv						
	11 番	清	水	和	子						
	12番	岡	村	勝	敏						
	13番	山之	内	曾	=						
	14番	笹	峯	久	雄						
	15番	大	山	茂	美						
	16番	長	﨑	惠里	1子						
	17番	今	村	浩							
	18番	常	盤	信							
	19番	槐	島	睦	夫	(会 長)					
欠席委員	2番	中	園	真	_						
(1名)											
事 務 局	事務局長	堀ノ	内 苟	放久	2	グループ長	秋窪	貴洋	サフ゛リータ゛ー	中村	真貴子
振興農地グル	主 査	剥岩	泰三	=	3	主 査	徳永	香理	主任主事	水迫	時巳
ープ											
議事日程	「諸般の報	告」「	事務周	司報告]						
	1「農用地	利用集	積計區	画(利用	権記	ひ定・所有	権移転・鳥	農地中間管	理権の設定)	の意見	決定」について
	2「農地法領	第3条	の規定	定によ	る評	午可申請の	処分決定	」につい	T		
	3「農業振り	3「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について									
	4「農地法質	4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について									
	5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について										
	6「農地法質	第5条	事業語	計画変	更達	(認申請の	処分決定	」につい	7		

開会 13時35分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長 (会長)	それでは令和5年第6回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。
	まず、本日の出席農業委員ですが、2番委員より欠席届が提出されておりますので 18 名とな
	ります。よって本会は、農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員は過半数に達して
	いるため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議
	案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いしま
	す。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長 (会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 (会長)	ご異議なしということでございましたので、本日の議事録署名委員は 17 番委員と 18 番委員
	の両名を指名いたします。よろしくお願いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長 (会長)	事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定)の意見決定」について

△ 議案第 1 5	テート農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定)の意見決定」について
議長 (会長)	議案第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤
	強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めま
	す。今月は所有権移転 3 件、利用権設定 97 件、中間管理権の設定 26 件の合計 126 件につい
	て、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 18 件提出
	されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されております
	ので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につき
	まして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移
	転 3 件、筆数 9 筆、面積 14,574 ㎡。利用権設定 97 件、筆数 159 筆、面積 241,187 ㎡。中間管
	理権設定 26 件、筆数 30 筆、面積 72,957 ㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結
	果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断され
	ましたので報告いたします。以上です。
議長 (会長)	はい。事務局からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ござ
	いますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長 (会長)	それでは、ご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経
	営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案
	第 1 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を
	求めます。
	〔全員举手〕
議長(会長)	はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申いたしま
	す。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長 (会長)	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といた
	します。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 12 件提出されておりますの
	で、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。
	まず、国分 1 を 17 番委員。
17 番委員	はい。 2 号 1 番でございます。現地調査の方を福山でございますので 19 番委員にしていただ
	き、6月25日に報告を受けたところでございます。申請地は大廻地区公民館の南に位置し、現
	況は果樹園である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さん
	は、2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農
	地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の
	各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

-34 E (A E)	
議長(会長)	同じく国分 2 を 18 番委員。
18 番委員	2号2番を報告させていただきます。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、
	現況は畑です。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さん
	は 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。 取得後において
	農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農
	地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長 (会長)	次に溝辺3を1番委員。
1番委員	2号3番。申請地は宮川内公民館の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外
	の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作
	業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養
	畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ
	るため、許可相当と思われる。以上です。
議長 (会長)	同じく溝辺4を3番委員。
3番委員	2号4番を報告いたします。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は畑である。申請地には
	所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、
	必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して
	耕作又は養畜の事業を行うと認められる。なお、共有物分割予約の協議書が添付されておりま
	す。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われ
	ます。以上です。
議長 (会長)	同じく溝辺 5 を 14 番委員。
14 番委員	2 号 5 番について報告をいたします。申請地は論地地区自治公民館の西に位置し、現況は畑
	である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農
	作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべて
	を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2
	項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長 (会長)	次に、牧園 6 を 16 番委員。
16 番委員	2 号 6 番について報告いたします。申請地は川津原部落公民館の北に位置し、現況は畑であ
	る。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業
	を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効
	率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の
	各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。起農計画書が添付されています。以
	上です。
議長 (会長)	次に、霧島7を2番に代わり6番委員。
6番委員	2番の代読をさせていただきます。
	2号7番を報告いたします。申請地は永水小学校の東に位置し、現況は不耕作である。申請地
	には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもの
	で、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用
	して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ
	るため、許可相当と思われる。親族関係の贈与であります。以上です。
議長 (会長)	次に、隼人 8、9 を 5 番委員。
5番委員	2号8番を報告します。申請地は小田中央公民館の南に位置し、現況は田である。申請地の※
	※は譲受人が利用権設定をされていました。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必
	要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕

	作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ
	るため、許可相当と思われます。
	続きまして2号9番を報告します。申請地は隼人体育館の北西に位置し、現況は田である。
	申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行
	うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的
	に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当し
	ないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。
議長 (会長)	同じく隼人 10、11 を 7 番委員。
7番委員	2号10番について報告をいたします。申請人の居住地と申請地の担当委員が異なっておりま
	すので、現地調査を18番委員にしていただきました。申請地は国分中学校の東に位置し、現況
	は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名
	で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のす
	べてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の
	各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。起農計画書が添付されており、自家
	用の柑橘類を栽培される予定です。畑もきれいに整備されていたということです。
	2号11番を報告します。これも申請人の居住地と申請地の担当委員が異なっておりましたの
	で、現地調査を14番委員にしていただきました。申請地は崎森地区公民館の東に位置し、現況
	は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名
	で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のす
	べてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の
	各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長 (会長)	次に、福山 12 を 15 番委員。
15 番委員	2号12番を報告します。現地調査は19番委員にしてもらいました。申請地は牧野中公民館
	の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受
	人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得
	後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の
	結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上
	です。
議長 (会長)	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見
	やご質疑等ございますか。
	[「なし」との声あり]
議長 (会長)	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号
	「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙
	手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(会長)	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長(会長)	次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題とい
	たします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 5 件と用途区分変更 1 件
	の計 6 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。
	それでは調査員の報告を求めます。
	まず、国分 1、2 を 8 番委員。

_	
8番委員	国分 1 と国分 2 を続けて報告します。
	国分 1 番。申出地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は駐車
	場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地
	に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に
	係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
	続いて、国分 2 番。申出地は国分北小学校の北に位置し、現況は不耕作である。除外目的は
	建売住宅 2 棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地の市
	街地近接農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出
	地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、国分3と隼人4を9番委員。
9番委員	3号3番、4番続けて報告をいたします。
	3号3番。申出地は有下公民館の東に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅3棟に
	 するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の集落接続施設に該
	 当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る 5
	つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。
	3号4番。申出地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅6
	棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地の市街地近接農
	 地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外
	に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人5を7番委員。
7番委員	3 号 5 番について報告いたします。申出地は朝日公民館の西に位置し、現況は畑である。除
	外目的は事務所1棟、倉庫1棟、駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、
	申出地は第 1 種農地の既存施設の拡張に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地で
	あると思われる。当申出地は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得な
	いと思われる。以上です。
議長 (会長)	同じく隼人 6 を 10 番委員。
10 番委員	3 号 6 番を報告いたします。申出地は上野公民館の北東に位置しており、現況は農産物加工
	販売所、駐車場である。なお、平成21年7月頃に農産物加工販売施設を建設してしまったとい
	うことで始末書が提出されております。用途区分変更目的は農産物加工販売所 1 棟、駐車場に
	するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更
	することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないも
	のと思われます。以上報告を終わります。
議長 (会長)	はい。ご苦労様でした。調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご意
	見、ご質疑等ございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長 (会長)	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3
	号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外5件と用途区分
	変更1件の計6件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申することとい
	たします。

議長 (会長)	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といた
	します。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、
	この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。
	まず、霧島1を8番委員。
8番委員	4号1番を報告します。申請地は霧島保健福祉センターの北に位置し、現況は宅地である。
	なお、平成 15 年頃建築してしまったという経緯書が添付をされております。農地区分は第 1 種
	農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は農家住宅の宅地拡張するものであ
	り、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 417 ㎡を一体利用す
	るもので、全体計画面積は 744 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある
	措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていること
	から転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に、牧園 2 を 16 番委員。
16 番委員	4号2番を報告いたします。申請地は中津川地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。
	農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするもの
	であり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書
	に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満
	たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、隼人3を7番委員。
7番委員	4号3番について報告をいたします。申請地は日当山中学校の南東に位置し、現況は建築済
	である。なお、昭和 42 年 10 月頃に建築してしまったという経緯書が添付されています。農地
	区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅
	1 棟を建築するものでありますが、既に実行済であるため実現は確実と思われる。隣接地につ
	いては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転
	用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上で報告を
	終わります。
議長(会長)	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご
	意見、ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法
	第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を
	求めます。
	〔全員举手〕
議長(会長)	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、7
	月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業
	会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

\triangle 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長 (会長)	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といた
	します。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 20 件提出されておりますの
	で、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。
	まず、溝辺1を8番委員。
8番委員	5 号 1 番を報告します。申請地は中園公民館の北西に位置し、現況は一部造成済である。な
о в дд	0万1番を採用しより。 中間地域下圏五尺間の北西に匝直し、 地形は 一即地域所である。 な

の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も 妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措 置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることか ら、転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長 (会長)

次に、溝辺2と隼人3を9番委員

9番委員

5号2番、3番続けて報告をいたします。5号2番。申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地の既存施設の拡張に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

5号3番。申請地は隼人塚資料館の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲18区画と道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地、雑種地の361.77㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は5,875.77㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長 (会長)

次に、国分4から6までを4番委員。

4番委員

5号4番から6番を続けて報告いたします。

まず、5 号 4 番。申請地は天降川小学校の南に位置し、現況は資材置場である。なお、令和元年に資材置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

続きまして 5 号 5 番を報告いたします。申請地は市営西山下団地の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗 1 棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

続きまして 5 号 6 番を報告いたします。申請地は霧島市公設地方卸売市場の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。

議長 (会長)

同じく国分7を13番委員。

13 番委員

5号7番について報告をいたします。申請地は上野原浄水場の南東に位置し、現況は駐車場である。なお、平成24年8月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。

議長 (会長)	同じく国分 8 を 17 番委員。
17 番委員	5 号 8 番。申請地は萩之元公民館の北東に位置しており、現況は既に造成済であります。な
	お、令和5年1月頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農
	地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は木材集積所、車両置場を建設するも
	のであり、既に実行済でございます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置を
	とるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転
	用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(会長)	次に、溝辺9を3番委員。
3番委員	5号9番を報告いたします。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畑である。農地区分
	は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅、車庫それぞれ
	1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地について
	は、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のそ
	の他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長 (会長)	次に、牧園 10 を 11 番委員。
11 番委員	5号10番について報告します。申請地は万膳小学校の北東に位置し、現況は不耕作である。
	農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林、物置1棟
	を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、
	被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のそ
	の他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われます。以上報告をい
	たします。
議長 (会長)	次に、霧島 11 を 2 番に代わり 6 番委員。
6番委員	2番委員の代読をいたします。
	5号11番。申請地は泉水公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地の
	その他の農地に該当するものと思われる。転用目的は木材集積所と通路を建設するものであり、
	計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載し
	てある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしてい
	ることから、転用はやむをえないともの思われる。一時転用の期間は令和5年7月5日から令
	和 5 年 12 月 31 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。
	以上報告します。
議長 (会長)	次に、隼人 12 から 17 までを 5 番委員。
5番委員	12番から17番まで続けて報告します。
	5号12番を報告します。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分
	は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸研修所1棟、車庫1棟、
	駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地につい
	ては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用の
	その他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。
	続きまして 5 号 13 番を報告します。申請地は隼人小浜地区公民館の東に位置し、現況は不耕
	作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売
	住宅8棟、通路を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、
	隣接地の宅地の 452.63 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 2,909.63 ㎡である。隣接地
	については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、
	転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。
	続きまして 5 号 14 番を報告します。申請地は霧島市隼人人権啓発センターの北東に位置し、

現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。 転用目的は宅地分譲9区画、道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実 と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないも のと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思 われる。

続きまして 5 号 15 番を報告します。申請地は富隈地区公民館の北西に位置し、現況はで畑ある。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 4 区画、道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

続きまして 5 号 16 番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置し、現況はで畑ある。 農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地 分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地に ついては、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転 用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

続きまして 5 号 17 番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置し、現況は造成済である。なお、事業計画変更同時申請です。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地雑種地の 3.33 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 384.33 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。

議長 (会長)

同じく隼人 18、19 を 7 番委員。

7番委員

5号18番について報告をいたします。申請地は市営川原団地の南に位置し、現況は造成済である。なお、年月日不詳に造成してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の190.79㎡を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は638.79㎡である。 隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。

5号19番について報告いたします。申請地は高畑公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。

議長 (会長)

次に、福山 20 を 19 番に代わり 7 番委員。

7番委員

5号20番について代理報告をいたします。申請地は福山高等学校の北に位置し、現況は一部山林である。なお、年月日不詳に一部山林にしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものでありますが、一部実行済であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。

議長 (会長)	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意
	見、ご質疑等何かございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長 (会長)	それではご質疑等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号
	「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方
	の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長 (会長)	はい。全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきまし
	ては、7月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及
	び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長 (会長)	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といた
	します。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地
	転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委
	員の報告を求めます。
	隼人1を5番委員。
5 番委員	6 号 1 番を報告します。申請地は市営稲荷団地の東に位置しており、現況は造成済である。転
	用目的は一般住宅 1 棟を建築するものである。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農
	地に該当するものと思われる。周囲に農地はないため特に問題はないものと思われる。家庭用
	排水は公共下水道に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変
	更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更
	についてはやむを得ないものと思われる。以上報告します。
議長 (会長)	はい。ご苦労様でした。只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長 (会長)	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第
	6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の
	方の挙手を求めます。
	〔全員举手〕
議長 (会長)	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。
	以上で、令和5年第6回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。
	次に、その他はございませんか。
	[「なし」との声あり]
議長 (会長)	それではないようですので、以上で令和5年第6回霧島市農業委員会定例総会を終了いたし
	ます。
	本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。
明 △ 1/世	= 90 /\

閉会 14時30分